

島しょ地域保健医療協議会・幹事会運営要領

(設置)

第1 島しょ地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）がその機能を十分発揮できるように、協議会を補佐するための幹事会を設置する。

(名称)

第2 幹事会の名称は島しょ地域保健医療協議会・幹事会とする。

(補佐する内容)

第3 幹事会は、次の事項について、協議・検討する。

- (1) 島しょ地域保健医療推進プランの策定に関する事項
- (2) 島しょ地域の医療連携や感染症健康危機管理対策等の専門的事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4 幹事会は、協議会委員のうちから協議会会長が指名する者及び町村及び保健所職員のうちから島しょ保健所長（以下「所長」という。）が委嘱又は任命するおおむね20名以内の者をもって構成する。

2 協議会会長又は所長は、協議内容により必要に応じて幹事会に委員以外の者の出席を求めることができる。また、委員の代理出席はこれを認める。

(任期)

第5 幹事会の任期は、協議会の任期と同じとする。再任を妨げない。

(幹事長)

第6 幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は協議会副会長とし、副幹事長は所長とする。

3 幹事長は幹事会を総括し、会務を処理する。

(召集)

第7 幹事会は、幹事長が招集する。

(会議及び会議録の取扱い)

第8 会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は公開とする。ただし、協議会副会長及び幹事長、又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

なお、個人情報に関する会議録等は、原則として公開しない。

(庶務)

第9 幹事会の事務局は、総務課とし、当該庶務を処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から実施する。
- 2 平成16年3月31日時点において島しょ地域保健医療推進協議会・幹事会の委員である者は、幹事会委員の地位を引き継ぐものとする。
- 3 平成16年度新たに委嘱する委員の任期は第5の規定にかかわらず、平成17年3月

31日までとする。

- 4 この要領は、決定の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この要領は、決定の日から施行し、平成 29 年 8 月 10 日から実施する。